

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	第一商品株式会社	コード	8746
提出日	2023/6/16	異動（予定）日	2023/6/29
独立役員届出書の提出理由	独立社外取締役である川島正暉氏、村田和希氏、独立社外監査役である橋本秀人氏、塩野治夫氏が定時株主総会の終結の時をもって退任し、独立社外取締役（監査等委員）として塩野治夫氏、広瀬里美氏、Christopher Richard Lane氏を選任議案に付議しているため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	塩野 治夫	社外取締役	○												○			新任	有
2	広瀬 里美	社外取締役	○														○	新任	有
3	Christopher Richard Lane	社外取締役	○														○	新任	有
4																			
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役（監査等委員）の塩野治夫氏は、会計の専門家として当社のコンプライアンス委員会を務め報酬を受け取っていますが、「選任の理由」欄に記載のとおり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	塩野治夫氏は、公認会計士として、高度な専門的知識と各種法人での豊富な経験を有しており、当社経営の透明性確保において、適切な助言・提言をいただけるものと考えており、独立性基準に抵触せず、一般株主さまとの利益相反も無く、また生じるおそれもないものと判断しております。
2		広瀬里美氏は、弁護士として、企業法務、ベンチャー企業支援等を専門としており、法務の専門家として適切な助言・提言をいただけるものと考えており、独立性基準に抵触せず、一般株主さまとの利益相反も無く、また生じるおそれもないものと判断しております。
3		Christopher Richard Lane氏は、不動産投資ビジネス、暗号資産に関する高いノウハウと幅広い知見を有することから、不動産関連事業及び暗号資産ビジネスにおいて当社の監査体制や、豊富なビジネス経験をもとに、当社の経営戦略・計画の策定への関与や、業務執行者から独立した客観的な立場での会社経営の監督に関するして適切な助言・提言をいただけるものと考えており、独立性基準に抵触せず、一般株主さまとの利益相反も無く、また生じるおそれもないものと判断しております。
4		
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。